



「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」の開設について

1. 相談窓口の開設

商工中金は、米国自動車関税措置等により影響を受ける中小企業・小規模事業者を対象とする「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を、2025年4月3日(木)、全営業店に開設しました。

影響を受けられた中小企業等の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

【相談受付先】

受付窓口	電話番号
全営業店	各営業店の代表電話 (ホームページ等でご確認ください)

2. 当金庫独自のセーフティネット関連資金の内容

今般の影響に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自のセーフティネット関連資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資金使途	米国自動車関税措置等により、経営・資金繰り等に影響を受けた皆さまが必要とする設備資金・運転資金
貸出金額	限度の定めなし
貸出期間 (据置期間)	(1) 設備資金20年(据置期間3年)以内 (2) 運転資金10年(据置期間3年)以内
貸出利率	商工中金所定の利率